

税制調査会（第13回総会）議事録

日 時：令和4年8月5日（金）14時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

ただいまから第13回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいており、オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の方との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

なお、プレスの方々には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会議の様子を御覧いただくこととしております。

加えて、インターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、お含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

前回まで5回にわたり、経済社会の構造変化等に関連したテーマごとに外部の有識者の方々をお招きしてヒアリングを行い、それに対して委員の皆様から非常に多岐にわたる御意見を頂戴いたしました。

本日は「税財政の現状等について」ということで、年央試算、中長期試算が先日公表されましたので、その概要説明も交えながら、改めて直近の税収動向や日本の財政などについて事務局から御説明いただきたいと思います。

また、政府内の各種の会議体において、政府の今後の取組等に関する中間整理や取りまとめが行われておりますので、6月に閣議決定された「骨太の方針2022」などの概要も併せて簡潔に御説明いただければと思います。

事務局からの説明の後、委員の皆様方から御意見をいただければと思っております。

それでは、ここで、カメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○中里会長

それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

財務省主税局の河本調査課長及び松井企画官、よろしく申し上げます。

○河本主税局調査課長

本日は「税財政の現状等について」ということで、資料総13-1に沿って御説明させていただきます。

2 ページ目は令和3年11月12日の岸田総理大臣からの諮問です。改めて私から御説明いたしますと、「人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバ

ル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。」という内容で、現在、これに基づいて様々な議論を進めているところです。

3 ページ目ですが、前回、令和元年9月の答申においては、経済社会の構造変化として5つの柱を立てております。「人口減少・少子高齢化」。「働き方やライフコースの多様化」、これはフリーランスの拡大や格差などに触れています。それから、「グローバル化の進展」。「経済のデジタル化」、いわゆるオンライン取引やシェアリングエコノミーの活発化についてです。それから、「財政の構造的な悪化」という5つの柱で、それぞれについて、「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制の在り方」ということで御提言をいただいております。

4 ページ目ですが、1つ目の柱である「人口減少・少子高齢化への対応」としては、専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界があるという現状の認識の下で、消費税は逆進的であるという指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税收変動は小さい。特に、この答申が出された直後の令和元年10月1日に消費税率が10パーセントに引き上げられるという背景もあって、人口減少やグローバル化が進む中で、消費税の役割が一層重要になっているということが書かれています。

2つ目の柱である「働き方やライフコース多様化への対応」として、3つの小さな柱を立てております。

1つ目は、個人所得課税における諸控除の見直しということで、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要という提言をいただいております。

2つ目は、企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築ということで、働き方の違い等により、有利・不利が生じない税制上の取扱いや、拠出・運用・給付の各段階における適正な税負担等について検討する必要があること。それから、金融所得課税について、勤労所得との間での負担の不公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討すべきといった提言をいただいております。

3つ目は、資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築ということで、「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要があるといった提言をいただいております。

5 ページ目ですが、3 つ目の柱である「経済のグローバル化やデジタル化等への対応」としては、グローバル化に対応した法人課税の在り方、BEPSなどの国際的な租税回避への対応、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応、企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し、それから、カーボンニュートラルなど、気候変動問題等への対応といったことについての提言いただいております。

6 ページ目ですが、4 つ目の柱である「デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現」と、5 つ目の柱である「持続可能な地方税財政基盤の構築」についても様々な提言をいただいております。

令和元年にこうしたあるべき税制に関する提言をいただき、その後の税制改正において一定の方向性が見られたものもございますし、引き続き検討事項になっているものもございます。令和元年以降のことを考えますと、この時代から経済社会構造も変化しております。また、少子高齢化はさらに進んでおりますし、直近の出生率は81万人となっております。次の答申の対象になるであろう2025年には、団塊の世代の全員が75歳以上になる時代を迎えることとなります。

そして、コロナ禍がこの答申以降あったため、働き方の形も変わっており、コロナ禍以前はテレワークを導入している企業は都内で25パーセントといった数字でしたが、それが現在、65パーセントになっております。それから、ウクライナ問題やサプライチェーンの脆弱性も明らかになったり、燃料価格の高騰などがあったりして、企業戦略がどう求められているかという時代になっております。

こうした状況の変化や、昨年11月の岸田総理からの諮問が出て以降の税制調査会での5回にわたる有識者の方々からの御説明も踏まえて、今後どういった観点でこの新しい時代にマッチしたあるべき税制があるのかということをお議論いただければと考えております。

7 ページ目ですが、一般会計税収の推移と財政について御説明いたします。令和3年度までが決算額で、令和4年度は予算額ですが、令和3年度の一般会計税収は、好調な企業収益や雇用・賃金の緩やかな増加を背景に過去最高を更新しており、67.0兆円でございます。

個別に見ますと、消費税については、平成元年に税率3パーセントで導入されて以降、平成9年に5パーセント、平成26年に8パーセント、令和元年10月から10パーセントないし8パーセントになっており、令和2年度に所得税と逆転し、現在21.6兆円と最も大きな税収になっております。

所得税については20.4兆円で、前年が21.4兆円ということで、平成6年以来の高い税収となっております。

法人税については、令和3年度が13.6兆円で、令和4年度の予算額では13.3兆円という数字になっており、平成9年以来の税収になっております。

8 ページ目は、我々がワニ口と言っているもので、最近ではワニに角が生えたと言わ

れることもあります。赤い部分が一般会計歳出で、青い部分が一般会計税収でございます。税収は過去最高の67.0兆円を記録した一方で、歳出はコロナ禍における幾次の対策を行い、例えば令和2年は一般会計の国費追加額として、25兆円、32兆円、29兆円と三度の対策を実施した結果、当初予算102.6兆円であったものが現在147.6兆円となっております。翌年の令和3年においても、当初予算106.6兆円だったものが144.6兆円となり、これも補正予算の結果を反映したものでございます。令和4年は110.3兆円でございます。

こういった形で税収自体はコロナ後の回復を踏まえて上がっておりますが、引き続き歳出は感染対策等が出費が出ており、大きく口が開いている状態になっております。

9ページ目は今年の7月25日に出された令和4年の内閣府年央試算でございます。2022年度はロシアのウクライナ侵攻や世界的な資源価格の物価上昇の中で、海外経済の減速等により外需が押し下げ要因となる一方、コロナ禍からのサービス消費の回復が見込まれることによって、GDP成長率は実質で2.0パーセント程度、名目で2.1パーセント程度と見込んでおります。2023年はこの回復ペースが巡航速度に戻る中で、消費と投資が着実に増加していくことにより、実質で1.1パーセント程度、名目で2.2パーセント程度の成長を見込んでおります。

2022年度の政府経済見通しについては、今年の1月27日に出されたものですので、2月24日からのロシアのウクライナ侵攻の影響は全くない時代のものでございます。7月25日に出された今回試算と比べると、民間消費は4.0から3.6に下がっており、民間企業設備は5.1から2.2により大きく下がっております。

特に、物価上昇の影響は、消費者物価（総合）の欄を御覧いただくと、0.9パーセントから2.6パーセントに見込みが変わっております。一方で、GDPデフレーターは0.4から0.0になっており、物価は上がっているが、GDPデフレーターは下がっています。これはいわゆるGDPデフレーターにおけるマイナス要因となる輸入物価デフレーターがより大きく上がっているために、全体としてGDPデフレーターは下がっているということ、つまり、国内の物価も上がっているが、より大きく輸入物価が上がっているという実態が見てとれると思います。

2023年度のGDPの数字は、実質1.1パーセント、名目2.2パーセントとなっております。これらは世界のGDPや為替の状況等が現在からどれだけ変わるかということ为前提にしている数字ですので、今後、こういった見込みの下でいろいろな政策ができていくのだと思います。

10ページ目はこういった試算を踏まえた中長期の経済財政に関する試算でございます。経済シナリオとしては、「成長実現ケース」というデフレ脱却・経済再生に向けた政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現するというものと、「ベースラインケース」という経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移するという2つのシナリオを立てております。

右下のグラフは国・地方の基礎的財政収支（対GDP比）、いわゆるプライマリーバランスのグラフでございます。先ほど申し上げたベースラインケースは青のグラフになります。こちらを御覧いただくと、PB黒字化の目標としている2025年度においてはマイナス1.1パーセント、マイナス6.2兆円の赤字となっており、黒字化が達成できない形となっております。一方で、成長実現ケースは赤のグラフでございます。2025年度はマイナス0.1パーセント、マイナス0.5兆円という数字になっており、僅かにこの水面の下まで回復するという形になっております。実際にこの成長実現ケースでプライマリーバランスが黒字になるのはいつかといいますと、2026年度にプラス0.3パーセント、1.8兆円の黒字というようになっております。

緑のグラフは何かといいますと、成長実現ケースにさらに歳出改革の取組を行った場合、基盤強化期間における歳出改革の取組を続けた場合でございます。こちらは2025年でプラス0.5パーセントの黒字、プラス2.8兆円の黒字というような形が描かれております。

11ページ目からは、政府の基本方針あるいは中間報告として、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針について御説明させていただきます。

初めに、「我が国を取り巻く環境変化と日本経済」についてです。我が国を取り巻く環境変化や国内における構造的課題など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている状況ですので、マクロ経済運営については、2段階のアプローチで万全の対応を行うこととしております。

第1段階が、いわゆるコロナ禍からの回復を確かなものにするというアプローチで、第2段階が、骨太の方針や新しい資本主義のグランドデザインをジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化するというアプローチになっております。

そのために、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持することが書かれております。

次に、「新しい資本主義に向けた改革」については、特に、新しい資本主義に向けた重点投資分野として、大きく5つの柱がございます。人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資の5つでございます。

他方で、社会課題の解決に向けた取組として、民間による社会的価値の創出や、包摂社会の実現、経済安全保障の徹底などが書かれております。

次に、「内外の環境変化への対応」については、国際環境の変化への対応として、外交・安全保障の強化や経済安全保障の強化、TPPなどの対外経済連携の促進などが書かれております。

次に、「中長期の経済財政運営」と「令和5年度予算編成に向けた考え方」についてです。財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。ただし、

マクロ経済政策の選択肢が歪められてはいけない。状況に応じ必要な検証を実施することが書かれております。

また、全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築についても書かれております。

12ページ目ですが、骨太の方針について、税制改革の部分がございまして御説明させていただきます。税制改革については第4章の中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営において、「経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める」と書かれております。

細かく言いますと、骨太方針2021も踏まえて、再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備や適正・公平な課税の実現、新たな国際課税ルールへの対応を進めるということが書かれております。

13ページ目から18ページ目まで、個別の税に関する様々なものがございまして。例えば、賃上げ促進税制の活用促進やNISAの抜本的拡充、GXや子供の財源などについての記載もございまして、後ほど御参照いただければと思います。

19ページ目は新しい資本主義実現会議についてです。昨年10月15日に発足し、議長を総理大臣として、副議長が山際大臣、松野官房長官。有識者構成員として税制調査会からは、翁特別委員、諏訪特別委員、富山特別委員、平野特別委員、芳野特別委員に御参加いただいております。計9回開催し、今年6月7日にグランドデザイン及び実行計画が取りまとめられました。

20ページ目から24ページ目はその抜粋でございまして。実は税に関する記述も結構あるのですが、そのほとんど全てが骨太の中で言及されているものと重複しておりますので、私からは最初の新しい資本主義の考え方について書かれている部分を中心に御紹介させていただきます。

20ページ目ですが、資本主義のバージョンアップに向けて、新しい資本主義を貫く基本的な思想は、市場か国家か、あるいは官か民かではなく、「市場も国家も」「官も民も」によって課題を解決すること。課題解決を通じて新たな市場を創ること。国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人一人の国民の持続的な幸福を実現することが書かれております。

特に、人的資本蓄積・先端技術開発・スタートアップ育成といった分野に対して、重点的に官民が連携し、大規模に実行を進める必要があること。その際、男女間の賃金格差の是正等を通じた経済的自立など、日本経済・社会の多様性を担保し、イノベーションにつなげていくことも重要であること。さらに、働き方改革、子育て支援の充実、国民が能力に応じて支え合う社会保障の実現が求められるとともに、分権型の経済社会

の追求も重要であることなども書かれております。

21ページ目から24ページ目は、先ほど申し上げたとおり、骨太の方針と重なる部分は多くありますが、税制に関する部分を抜き出しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

25ページ目は全世代型社会保障構築会議についてです。昨年11月に発足し、今年の5月17日に中間整理が取りまとめられました。税制調査会からは、清家委員が座長を、増田特別委員が座長代理を務められております。そして、秋田委員、熊谷特別委員、権丈特別委員、武田委員、土居委員、沼尾委員が参加されております。

26ページ目ですが、全体の検討体制としては、総理をトップとする全世代型社会保障構築本部がございまして、その下に、今申し上げた全世代型社会保障構築会議がございまして、その下に公的価格評価検討委員会がございまして、増田委員が座長として、武田委員が座長代理として参加されております。

27ページ目ですが、この中間整理に関しては、税制に関する記述がそれほどないものですから、基本的な考え方等について御紹介させていただきます。全世代型社会保障の構築に向けて目指すべき方向として、「成長と分配の好循環」の実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要。社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる。それから、包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与するということが書かれております。

具体的には、今後の取組として、「時間軸」と「地域軸」も意識しながら、国民的な議論を進めながら対策を進めていくということが書かれております。

特に少子化に関しては、男性育休の推進や保育サービスの整備、仕事と子育てを両立できる環境整備のための更なる対応策や、子ども・子育て支援の強化を検討することが方針として書かれております。

28ページ目ですが、この政府税制調査会でも働き方に中立な税制についていろいろな御議論をいただいておりますが、ここでも働き方に対して中立的な社会保障制度の構築を進めることが必要だと書かれております。

具体的には、被用者保険の適用拡大や、フリーランスなど、より幅広い社会保険の適用の在り方、社会保障や税制、企業の諸手当などについて働き方に中立的なものにしていくということが書かれております。

30ページ目に移りますが、この中間整理の中に人口等に関する短期・中期・長期の見通しについて書かれておりますので、御参考までに御紹介させていただきます。御覧いただきますと、総人口は2022年の1億2544万人から、2040年には1億1092万人の見通しで、特に生産年齢人口に関しては、2022年の7449万人から2040年には6000万人を切る状況になり、言わば納税をするような就業者の数が1000万人規模で減っていく見通しです。一方で、高齢者人口に関しては、2022年の3622万人から2042年には3935万人

と、300万人増えていくというような状況が今後訪れる見通しです。

こういった人口統計や、本日御紹介させていただいた政府の方針や状況の変化を踏まえて、中長期的な視点から時代にマッチしたあるべき税制の形をどう構築していくかということについて、今後、税制調査会で御議論いただきたいと考えております。

続いて、税制に関する広報について、広報担当の企画官の松井から御報告させていただきます。

○松井主税局企画官

31ページ目ですが、近年、一般的な広報に加えて、特に小中学生・子育て世代をターゲットとした広報に力を入れております。例えば、昨年の取組として、小学生に人気の学習教材で文響社の『うんこドリル』というものがあり、こちらとコラボして『うんこ税金ドリル』という冊子を作成して租税教室等で活用しております。また、ウェブにおいてクイズ形式のゲームも公開しております。こちらの取組については、ツイッターなどでも非常に大きな反響があり、ゲームへのアクセスもこれまで10万件近くございまして、今後も内容を充実させた上で継続したいと考えております。

その他、小中学生向けでは「学研キッズネット」というサイトがございまして、こちらは7月下旬に夏休みの自由研究の材料となるコンテンツを提供したところでございます。

さらに、本年度の新たな施策として、子供たちに人気のひみつシリーズという学研の漫画があり、『税金のひみつ』という書籍を作成中でございます。完成後は全国の小学校、図書館に無償配布して、電子書籍としても公開する予定でございます。

国民一般向けの広報についても記載しておりますが、例年行っているパンフレットの作成に加えて、今年は動画も作成しました。この動画についても、効果を見極めつつ今後も検討していきたいと考えております。

その他、広報の効果を測定するためのアンケートの実施や、インフルエンサーの活用など、新規の取組についても検討中でございまして、従来からやっておりますメールマガジンの活用や講演会の実施などと組み合わせて、引き続き効果的な税制の広報を実施してまいりたいと考えております。

○中里会長

ただいま事務局より税制関連の広報の取組を御説明いただきましたが、それに関連した最近の事例を1つ御紹介させていただきます。

今年の5月31日に、金融財政事情研究会主催のウェブシンポジウムがあり、税制の現状や今後の在り方などについて、若者世代の方々と意見交換をする場がございました。岡村委員と武田委員、そして、私が出席をさせていただきました。

令和元年の答申においても、税に対する理解を深めるための取組の重要性に触れておりますし、若者の税制に対する意見を率直に聞くことができた貴重な機会でしたので、ここで少々お時間をいただいて、その意見交換の際の様子などを岡村委員から御

紹介いただければと思います。

岡村委員、よろしくお願いします。

○岡村委員

それでは、資料総13-2に基づいて、若者との意見交換についての御報告をさせていただきます。

本年5月31日、17時から約1時間半にわたって、一般社団法人金融財政事情研究会（金財）の主催により、ウェブシンポジウムの形式で意見交換が行われました。税制調査会の中里会長、武田委員と私が参加をし、若者代表として資料記載の伊藤和真氏と古井康介氏が参加されました。なお、事前に金財のウェブサイトで、「これからの税制はどうなるの？ 政府税制調査会委員に若者の声を届けよう」とのタイトルの下に、このウェブシンポジウムへの参加者が募られるとともに、若者代表のお二人も事前にSNS等で税に関する若者の意見を聴取しておいてくださいました。

当日は、我が国の税制について私から簡単に説明をした後、若者代表のお二人の発言や、ウェブ参加者のメッセージに、我々3名が対応するような形でこのシンポジウムが進められました。

内容としては資料の左側に記載がありますように、若者から歳出と歳入のバランスの問題をはじめとして、税制の複雑さや、税と社会保障をはじめとする公的サービスとの関係がやや見えにくいのではないかというような意見があり、我々との間で種々意見交換をいたしました。

このウェブシンポジウムで共通認識となった点を一言で申し上げますと、資料右側の雑誌記事の中里会長の御発言にあるように、税についての当事者意識が重要であるということかと存じます。税のことを自分たちの生活にもっと引き寄せて考えていこうということです。若者たちにとっても、また、それ以外の方々にとっても、自ら負担している租税が自らの生活にこのように見えている、あるいは見えてくるというような税制改正の進め方や、あるいはその議論の在り方といったものがさらに重要になってくるのではないかと思います。

○中里会長

ありがとうございました。

若い皆さんの御意見を間近に聞ける大変貴重な機会となりました。今後も政府税調としても税の意義や役割などについての広報・広聴に努めていければと考えております。

それでは、先ほどの事務局からの御説明について、委員の皆様から御意見などがございましたらお願いしたいと思います。もちろん、広報の取組に関してコメントいただいても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

御意見等ございます方は、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。発言順については、私から指名させていただきます。

指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

挙手をいただいた順に基本的には指名をさせていただきますが、それぞれの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

なお、本日欠席の芳野特別委員から意見書が提出されております。政府税調のホームページにも後ほど掲載予定ですので、適時御覧いただければと思います。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

岡崎特別委員、お願いします。

○岡崎特別委員

総13-1の資料の8ページ目に歳出の話があったので、地元経済で、2023年の春、2024年の春に向けて何が起こるかということについて申し上げたいと思います。コロナ禍で令和2年、令和3年と急速に売上げを落としている産業分野があり、その中でも旅行関係業、旅館やホテル関係などの観光業、飲食や食品加工業などが非常に打撃を受けております。高知市の経済関係で言うと、全体の約3割の分野で非常に大きな打撃を受けており、公共交通も含めてそういう状況になっております。

政府の様々なコロナ対策としての雇用調整助成金と特別融資が非常に効いており、その関係で失業率は低く、また、倒産も低く抑えられておりますが、やはり国の制度融資、それから、コロナ関連の交付金を活用した都道府県の融資で何とかつないでいるという現況です。およそ10年間の融資で、国と都道府県で制度は若干違いますが、3年据置きあるいは4年据置きになっており、2020年から相当多額の貸付けが始まっておりますので、3年据置きであれば来年の春から償還が始まります。4年据置きの場合は再来年の春から償還が始まるため、金融機関や行政が、今一番心配しているのは、償還ができるかどうかという点で、地方経済の大きなポイントになっています。

例えば、地方では中小企業や零細企業が多く、4億円から5億円ぐらい借りているという状況ですが、最近、我々がよく陳情を受けるのは、例えば10か年で4年据置きであれば、5億円借りていれば6年で償還しなければならないことになるので、いわゆる期間の延長の話をよく言われます。

例えばつなぎ資金もありますが、つなぎ資金が国としてやれるかどうかという判断がありますので、我々が一番相談を受けているのは、償還が始まったときに、いわゆる元金償還を行ってしまうと企業が存続できないという話もあり、これは地方のかなり重い課題になっています。資金ショートすると、売上げが3億円から5億円ぐらいある企業が多いので、そこで倒産してしまうとまた経済が落ち込んでしまうので、地元の足元の経済では今一番要望があるということ、意見として申し上げたいと思います。

○中里会長

清家委員、お願いします。

○清家委員

全世代型社会保障構築会議の座長をしているという御丁寧な御紹介もいただきましたけれども、今日はその立場ではなく、一人の労働経済学者の視点から、当面の課題というよりも、中長期的な在り方についてコメントしたいと思います。

少子高齢化の進む中で、税制も含めて国の制度の在り方は次の二点に整合的でなければいけないと思っています。

一点目は、支え手を増やすということです。今のまま何もしないと、6700万人を超えている労働力人口が、おそらく2040年には5500万人を割り込むところまで減ると予測されておりますので、これを何とか底上げしていかなければなりません。そのためには、まだ十分労働力化していない女性と高齢者の就労を促進して労働力率を十分に高めなければなりません。そうすれば、2040年でも6000万人を超える労働力人口は維持できると推計されています。

女性や高齢者の就労を進めていくためには様々なことをしなければいけません、特に税制との関係で言うと、女性の就労の促進と整合的にするためには配偶者控除を最終的にはやめることでしょう。それから、高齢者の就労の促進と整合的にするためには公的年金等控除もやめる。こちらは在職老齢年金制度の撤廃と併せて行う必要がありますが、いずれにしても、女性の就労あるいは高齢者の就労と中立的な税制にするためには、配偶者控除の見直し、できれば撤廃、それから、公的年金等控除の見直し、できれば撤廃は必要だと思います。たしか令和元年9月の答申でも、働き方やライフコースの多様化に対応した制度改正を述べた中に各種控除の見直しという小項目があったと思いますが、まさにそれをこれから相当本気でやっていかなければいけないのではないかと考えています。

二点目は、いかに支え手を底上げしたとしてもやはり労働力人口は減りますから、一人当たりの生産性を上げていかないと日本の経済・社会は維持できず、そのためには人的資本投資はきわめて大切です。税制との関係で言えば、企業が教育訓練などを行うことをもっとエンカレッジするような税制、人的資本投資を促すような税制改正は大切だと思いますし、さらに人的資本投資の収益は、個人にとっては賃金の上昇ですから、その意味では、これから個人の、特に勤労所得課税の税率を上げることで税収を確保するのはこれと整合的ではありません。賃金が上がった結果として、税率を上げなくても税収が増えるというのは正しい在り方ですが、勤労所得課税の税率を上げるとはむしろ人的資本投資の収益に対する課税という意味では、投資をディスカレッジする可能性があります。そういう面でも個人の所得税への依存をあまり増やさないこと。先ほどもお話があったように、消費税等のウエイトをさらに高めていくことは大切だと思っています。

繰り返しになりますが、中長期的な税制の在り方としては、支え手を増やすという

意味で各種の控除を見直していくこと。それから、勤労所得課税の税率をこれ以上上げることは、むしろ人的資本投資の促進とは整合的ではなくなってくるため、消費税等の税収にもう少しシフトしていくことではないかと思っております。

○中里会長

秋田委員、お願いします。

○秋田委員

一点目は、これからの在り方というところで、清家委員もお話しになりましたが、生産年齢人口を増やしていく、支え手を増やしていくという意味で、女性の職場進出は極めて重要です。そのためにも、配偶者控除をはじめ、賃金の問題等も考えていくことが重要であろうと思います。また、デジタル化によって、現在の単純労働の部分を、いかに効率よく生産性を上げる方向に置き換えていくかというところを検討していくことが重要だと思えます。

二点目は、私は教育の研究者ですので、税に関連する周知広報について意見を申し上げます。新たにいろいろな試みをされており、特に若者世代とも懇談等をされているということが重要だと思えます。31ページ目を見ますと、小・中学生と子育て世代向けと国民一般向けとなっておりますが、18歳になって主権者教育を始め、現在、高校や大学生が政治参加の主体として非常に重要になってきています。そうした若者が声を出していくには、周知するだけではなく、対話をするような場を一層広げていくことが、理解を仰ぐためにも重要であろうと考えております。

もう一点、直接のターゲットではなく、やはり学校教育の中で教師がこうした資料を有効に活用できるような形の周知が必要ではないかと考えます。子供向けに発信するだけではなく、学校単位で税の仕組みについての資料等を電子化したものを有効に学校教育の中で使っていくようなことが必要ではないかと思えますので、そのような働きかけも一層お願いしたいと考えております。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

私からは、広報について一点、当面の課題と中長期的な課題について幾つか取り上げてお話しさせていただきます。

広報について非常に分かりやすい御説明いただきありがとうございます。ぜひ私の子供にも試してみたいと思えます。広報に関連して、私が滋賀県の税制懇談会に関わっていることもあり、最近一つ話題になっているのが滋賀県の公共交通税についてです。公共交通をターゲットに、住民の方々に一定の負担をお願いすることは、ある意味で、受益と負担がリンクしているので意外と説得しやすいものです。似ているものとして、県がやっていた森林環境税などがあります。自治体レベルで受益と負担に明確なリンクがあれば、ある程度、この税金はこのために使います、これはこういう受益を

皆さんに及ぼします、という説明ができます。国税や地方税でも一般の固定資産税とか普通税ではなかなか難しいですが、できるだけ自分たちが受けている公共財・公共サービスに引き寄せる形で説明があつてしかるべきかと思います。

もちろん、こういうパンフレットでも、一般論として皆さんの福祉や介護についての説明はあるのですが、やはり一般論になってしまいます。子育て世帯であれば、あなたが受けているこの部分に税金が使われているという説明であつたり、子供であれば、学校はもちろん全部税金で賄っているわけですから、できるだけ地方レベルでの公共事業・公共サービスに引き寄せる形で税の使われ方についての説明であつたりが可能です。それから、子育て世帯、単身世帯、高齢世帯など、世帯の属性別に説明できるような情報があれば良いと思いました。

次に、当面の課題について、骨太にも書かれています、GX債、グリーン債の関係です。グリーン債の償還財源を明確にした上でと書いているので、償還財源を明確にしないといけないと思いますが、これは恐らく環境税になると思います。環境税、最近の言葉を使えば炭素税だと思いますが、GX経済移行債についての償還財源として炭素税の在り方について議論すること。それは単に地球温暖化対策税の引上げといった話ではなく、課税ベースの抜本的な見直しも含めてどこかで議論しなければいけないと思いました。

法人税については基調が変わっていて、これまで政府税制調査会では課税ベースを広くして税率を抑えるということをやってきたのですが、いつの間にか賃上げ税制を含めて租税特別措置がいろいろと横行しており、我々としては、法人税についてこれからどういう見通しを持つべきなのかということについて、新たにオープンイノベーション税制等も出てきていますし、一部に税率を引き上げるべきだという議論もあります。そのため、法人税の在り方については、再度我々の中で検討する必要があるのではないかと思います。

所得税については、いわゆる金融所得課税の在り方に関して、恐らく勤労世帯への非課税貯蓄枠の拡充と一体だとは思いますが、金融所得課税をどうするのかという議論は避けられないような気がしました。

次に、中長期的な課題について、所得税での積み残しは控除の形式についてです。ずっと所得控除でやっていますが、これは税額控除化しないのかということ。それから、先ほど清家委員から、あまり勤労所得に対する負担を上げるべきではないという議論がありましたが、そうであれば、所得税をできるだけフラット化する、あるいは簡素化していく方向での改革も必要だと思います。働き方への中立性ということであれば、今、フリーランスの方々の所得は事業所得になっており、彼らの経費は実額控除になっていますが、給与所得控除のように概算控除を認めてあげても良いのではないかと。もちろん、今の給与所得控除を見直すことが前提ではありますが、事業所得にも概算控除の仕組みを入れるべきかどうか。特定支出控除だけではなく、逆に給与所得の中

に実額控除の仕組みをもっと拡充するべきではないか。

そういう形での見直しもしなければいけないですし、再分配機能の強化ということであれば、やはり給付と一体に考えなければいけないだろうと思います。

地方税については、先日アメリカに出張したときに面白い話を聞きました。日本では、個人住民税は1月1日に所在する自治体に納めるもので、私もずっとそれが当たり前だと思っていたのですが、アメリカは意外とそれを真面目にやっていて、働いている場所でも納めたり、住んでいる場所でも納めたり、その間で税額を調整したりという途方もないことをやっております。

日本もそういうことをやろうと言っているのではありませんが、テレワークの普及もあって、例えば東京に所在する人は必ずしもずっと東京にいるわけではなく、1年の半分を軽井沢で過ごすということもあり得ると思います。もちろん政府としてもそういう多極的な多面的な多地域に居住するということを、ある種地方創生の観点からも促進しているはずです。そうであれば、個人住民税の納め方については、1月1日という基準で考えていいのかどうかは、ライフスタイルが多様化する中において考えるべきことかと思えます。

併せて現年所得課税化についてです。今の個人住民税は、去年の所得に対する課税であります。これも所得がかなり変動すること、いろいろなところへ人が移動することも考えると、現年所得課税化していくということは当然の流れかと思えます。

○中里会長

宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

企業・経済界の立場から、少し一般的になりますが、お話しさせていただきます。

我が国を含めて経済の見通しが非常に楽観し難い状況にある中で、骨太の方針2022や、新しい資本主義実行計画において、課題解決をその成長のエンジンに変えて持続可能な経済を実現することが明記されていることは大変心強く思っており、企業・経済界の立場としても、この政府の主要方針に記載された重点投資分野に積極的に投資を行っていきたいと思っております。

その中でも特に人への投資については、経団連の調査に基づくと、業績がコロナ禍前の水準を回復した企業においては3パーセント以上を上回る月例賃金の引上げが行われており、このモメンタムをぜひ維持していくことが必要だと私どもも認識しております。

さらに、科学技術・イノベーション、スタートアップの育成・振興、グリーントランスフォーメーション・デジタルトランスフォーメーションへの投資についても、税制上の各種のインセンティブ、長期的な投資の観点からのインセンティブを講じていただきながら、重点的に私どもも取り組んでいきたいと思っております。ただし、各種の投資を行っていくことで、成長や分配の好循環の実現が必ずや税収増に寄与していく

と思っておりますが、それをやっていく際に、まず財源というか、初めの投資のところ
でいろいろなインセンティブを講じていただくときのファイナンスの議論については、
慎重に検討していただければありがたいと思っております。

すなわち、短期的な視点から見てとれるところにフォーカスしていくような形では
なく、もう少し経済活動への影響や、負担者のいわゆる広がり方、それから、実現して
いく時間軸や途中の費用の負担の在り方などをバランスよく考えていただければ大変
ありがたいと考えております。

もう一つの面として、私どもが日本の社会を支えるためには、やはり企業の国際競
争力を維持することが必要だと思っております。その観点から、国際課税の動向にも
非常に注目しております。とりわけ議論が進んでいるデジタル課税や、第1の柱・第2
の柱なども、税の安定性を確保する形で制度が設計されることを期待しております。

また、日本は来年のG7の議長国でもありますから、ぜひ日本の指導的な役割を發揮
していただきたいですし、それが非常に重要なことだと思っております。当局におか
かれても、引き続き企業・経済界との連携を強く保ちながら国際競争に臨んでいただ
ければ大変ありがたいと思っております。

あわせて、少し専門的になりますが、第2の柱の国内法制化を見ますと、やはり我が
国の外国子会社合算税制の事務負担の軽減、簡素化を確実に実現していただければ誠
にありがたいと思っております。とりわけ平成29年度の税制改正以降、判定対象とな
る外国関係会社の数が飛躍的に増加しているという声が多く企業から寄せられてお
り、入口部分での対象の絞り込みなど、ぜひとも検討していただければありがたいと
思っております。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

私からは、中長期的な課題と税制に関する広報についてお話をさせていただきます。

まず、中長期的な課題について、足元の税収が非常に好調であるということで、これ
は消費税率が10パーセントに引き上げられたことが一つの原因だと思っております。地
方消費税も税率が上がり、地方税も好調になっているというところで、非常に大きな
効果が出ているのだらうと思っております。

また、コロナで経済的打撃を受けている中でも財政面ではかなり限られた光明が差
していると思っております。税制改革を進める上では、これにあぐらをかくこと
なく、まさに2020年代を見据えて議論をする必要があると思っております。

ただ、留意点としては、足元の物価高の状況の中で税制改革をするのかという国民
にあらぬ誤解を生まないように配慮しながら、しっかりと中長期的な視点で議論を進
めていくことが必要だと思っております。

その上で、二点申し上げたいと思っております。

一点目は、中長期的な税制改革の議論をする上で、まさにポスト社会保障・税一体改革という意気込みで、次なる一体改革を構想していくことが必要で、所得課税から消費課税へのシフトというのが、今後の我が国の経済社会の構造変化を見据えると我が国の税制においても必要だろうと思います。

その観点から、税負担の世代間格差の是正も非常に重要で、清家委員からも御指摘がありましたように、公的年金等控除の縮小は必要でありますし、配偶者控除の見直しも必要だと思います。ただ、私は配偶者控除の見直しというのは、撤廃だけでは駄目だと思っております。それだけですと、単に若年世代の税負担が増えてしまうこととなりますので、就労に中立で、かつ子育て世代の税負担を軽減するという観点から、夫婦に対する控除に形を変えていくこと。願わくば、これが税額控除化するような形で進めていくことが望ましいのではないかと考えております。

二点目は、今後の税制改革を進める上で、EBPMを進める体制を政府部内にしっかり構築していくことが必要だと思います。願わくば、今後策定されるであろう答申においても、税務データを用いた効果検証が実施できる体制を構築していくことを、しっかりと税制調査会として打ち出していくことが必要だと思います。

最後に、税制に関する広報について、様々に広報に取り組んでおられる点は非常に私も応援したいと考えております。その中で、私が大学で学生と向き合う中で意外と効果を持っているのではないかとと思われるのは医療です。社会保障全般と言っても良いのですが、介護や年金は、高齢者は興味があっても若年者はあまり興味がないというところがありますが、医療についてはコロナ禍ということもありますし、日頃から老若問わずお世話になっておりますので、医療の給付に税財源が用いられているというところに着目して、税がいかに大切であるかということについての理解を積極的に浸透させていくことも大事だと思いますし、秋田委員から先ほど御指摘がありました、学校の教員に税の理解を深めていただいて、そこから生徒・学生に発信していただくことも非常に重要だと思います。

私も高校の教科書の執筆者ですが、高校の教科書は、書きたいことを執筆者が書けばそれが高校の生徒に訴えかけられるというのは傲慢な考え方で、まずは教科書を採用していただく教員の方々にその教科書が良い教科書だということを理解していただくかなければ、その先の生徒にまで伝わらないという構造になっているということをしみじみ感じています。まさに税に関する広報も教員の方々に対する理解を浸透させていくことが一つ重要なポイントかと思えます。

○中里会長

寺井委員、お願いします。

○寺井委員

本日お話を伺って、社会の変化の中でも少子高齢化が税財政に深く関わっていると強く感じました。少子化により、今後一層、規模が限られることが予想されている人的

資本が、産業間・企業間で効果的に配分される必要があると考えますし、この点については、外部有識者からのヒアリングでも多くのことを学びました。その上で、先ほど清家委員もおっしゃいましたが、働き方やライフコースの多様化に対応できる個人の選択に中立的な税制、雇用の流動化を妨げない税制を整備することは、スピード感をもって早く整備すべき課題と考えます。

また、個人所得課税の控除に含まれると思いますが、退職所得税制についてです。過去の答申でも言及されていましたが、これまでの総会でほかの委員の方も触れていらっしゃいました。同じ企業に長く勤務することで、控除額が大きくなり税が軽減されることから、自分が満足のいく働き方よりも、一つの企業に在ることを選んでしまう。このことは労働者の満足を下げるだけでなく、少子高齢化が進む中で成長を促進することの妨げになりますので、これも一つの課題であると考えています。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

税収が好調で全体的に良いという反面、やはり地域コミュニティはそんなに元気であるとは言えないと思います。特に、中小企業にダメージを受けている企業が多く、融資の返済についての見通しが立たないという問題に直面しているように思います。

そういう意味で、かなり政策が分断しているのではないかと思います。給料を高くして末端までという話にはなかなかならず、地域のコミュニティや中小企業に焦点を当てた政策が必要ではないかと感じます。新しい資本主義に向けた今までの流れの中での展開はあまり変わっていないように思うのですが、それだけではなくプラスアルファの要素を考える必要があるように感じています。

地域コミュニティが元気にならないとデフレマインドからの脱却もありませんし、格差是正や共助の実現もできないというのが現実だと思います。計画的な重点投資、規制・制度改革を通じて力強い成長を取り戻すといった政策に加えて、地域コミュニティとその構成員である中小企業にも焦点を当てて、個別最適な地域社会、経済モデルを実現していくことを進めていくことが大切ではないかと考えます。

全体的な政策の中では、デジタル田園都市構想や中小企業という言葉が出てきておりますが、あくまでも中央の国の政策、大企業の政策の展開でしかないということで、やはり地域を考えた展開をすべきであろうと思っています。全体的な考え方は全然間違っているとは思いませんが、それにプラスアルファでやはり地域、中小企業をどうしたらいいかということと一緒に考えていくことが必要かと思っています。

そういう意味で、今の税制についても、もう一度うまく動かすため、例えば人を大事にするということと同じように、地域コミュニティを大事にして、それを構成している中小企業を大事にして育てるといような視点で考えることが大切ではないかと感じました。

○中里会長

翁特別委員、お願いします。

○翁特別委員

令和元年9月の答申で経済社会の構造変化について非常にしっかり書き込んでおりますが、コロナ禍でさらに進んでいる部分も非常にあると思います。人口減少・少子高齢化の問題は今後非常に重要になり、社会保障をどう支えるかということに加えて、子育て世代など若い世代の負担をいかに大きくしないようにするかという観点も非常に重要になってきていると思います。

また、コロナによって働き方は随分多様化、柔軟化している部分があり、ライフスタイル・ライフコースも多様化していると思います。新しい資本主義の実行計画にもございますが、これからは学び直し、転職で終身雇用という制度自体もかなり変わっていくという方向が展望されておりますし、また、女性がますます働きやすい環境を整えていく必要もあると思っております。

成長に関しては、生産性の低下が続いており、潜在成長率は0.6で横ばいと推計されており、やはり人への投資をどうしていくかが日本の将来にとって極めて大事だと思っております。

そうした観点から考えると、配偶者控除の見直しや公的年金控除の見直し、退職金税制の見直しなどは本当に重要なテーマだと思いますし、人的資本の投資をどのように促して潜在成長率を上げていくかということも、長期的な成長と財政の健全化を実現する上でも重要だと思っております。

また、今、企業も個人も預金が非常に多くなってきておりますが、個人に長期的な資産形成をどう促していくかという視点も大事だと思います。今回の機会を活用して、財政の持続可能性と経済の両立を考えた上で、どういったタックスミックスが良いのかということ、また改めて検討する良い機会になればと思いますし、EBPMのこの体制をしっかりつくっていくことも極めて重要であると思っております。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

簡単に一点だけ申し上げさせていただきます。2018年でしたでしょうか、配偶者控除の制度が大きく変わったと記憶しております。特に、合計所得金額が1,000万円以上の場合、配偶者控除が適用されなくなり、本人の適用所得も増えたと思います。皆さんがEBPMについておっしゃられていることもあり、この場所でも2018年の制度改定の効果をしっかり見られたら良いかと思います。そもそも配偶者控除は扶養控除から離れて名前が変わったもので、現状は納税者本人の所得制限などがあり、扶養控除よりも不利な形になっていると思います。ここで、担税力をどう考えるかということは非常に重要だと思いますので、そこまで配慮していただいて御議論されるのが良いので

はないかと思えます。

○中里会長

田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

私からは、新しい資本主義に向けた改革のうち、貯蓄から投資のための資産所得倍増プランについて、この税調でもどう考えていったら良いのかということを指摘させていただきます。この頃よく、「貯蓄から投資」と政府から発信されて、今日の骨太、基本方針2022年の資料を見ても、我が国の個人金融資産が2000兆円あり、その半分以上が預金や現金で保有されている。それを投資に回すことで資産所得を倍増していこう。そのためにはNISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）の拡充だということなのですが、これは国民、特に高齢者にとっては非常に分かりにくく、高齢になっていることもあり、危険ではないかと思われるように思えます。

「貯蓄から投資」については、私はもっと大きな問題ではないかと思えます。すなわち、老後の所得形成あるいは老後のための資産形成として、公的年金、それから、確定給付であろうと拠出であろうと企業年金。それから、退職金や税制適格な貯蓄。国民にとっては、公的年金、私的年金、退職金、貯蓄で資産が運営されるわけですから、その総体を議論しなければいけないのではないかと。だから、私が言いたいのは、「貯蓄から投資」、そのキャッチフレーズが良いか悪いかはともかく、もちろん若い人も含めて、老後のための資産形成の問題の全体像を議論しなければいけないのではないかと。その中で、この税調の議論に深く関わってくる問題が入ってくると思えます。

○中里会長

辻委員、お願いします。

○辻委員

先ほどから配偶者控除の話もいろいろ展開されていましたが、今回、重要なことは、全世代型の社会保障をきちんと構築していくということになっておりました。その中の一つの主要目標が、仕事と子育ての両立です。仕事と子育ての両立に関連して、その単純な成果目標ではないのですが、できれば出生率を1.8から2.0ぐらいまでに回復していくような制度をつくるのが非常に重要だと思います。

この取組の在り方については、地域軸も意識しながら、時間軸を踏まえて短期の課題と中長期の課題をしっかりと対処していくということになっておりました。早急に図るべきことがある中で、成果については恐らく超長期でないと分からないことが多いと思えます。例えば、フランスが出生率回復に至るまでも、かなりの時間がかかりました。ある程度、成功しているか、手探りの状態であっても、しっかりと子育て支援等を充実させて、それを税制的にも財政的にも支えていくという制度をしっかりとつくっていくことが、改めて求められているのではないかと考えています。

仮によい施策方向であったとしても、猫の目のように支援策が変わっていくようなイメージがあれば、国民の皆さんから疑念を持って見られかねません。ぜひ安定的にしっかりとした子育て支援の体制、全世代型の社会保障の制度を税制・財政の両方から支えられる制度をつくっていただきたいと考えています。

○中里会長

梶川特別委員、お願いします。

○梶川特別委員

少子高齢化はこの国の課題であるとずっと言われているのですが、私は高齢者の方に頑張っていたとこのテーマが、今の課題の中ですごく重要度が高いのではないかと思います。

何か高齢者は弱者というような発想というのは、この国では年齢というよりは個別の状況の問題であって、社会保障と一体で考えても、公的年金等控除のようなものは本当に早急に改めていく方法もございますし、一つの課題としてスタートアップ企業の育成もずっと語られているのですが、この国はリスクテイクに対してなじみがすごく少ないと思います。リスクをテイクすることに対する社会的な一定の合意というのもしなければいけないのですが、逆にテイクできる人というのは、高齢者かと思えます。

資産のうち60パーセントは高齢者の方が持っておられるという中で、高齢者だから危ないというよりは、何か金融仲介機能を経た上でですが、もう少しリスクテイクができ、リスクを取ったときにはある程度の税的な控除もあり、また、それがリターンとして上がってきた金融資産・金融収益に関しては、勤労所得とのバランスでそれなりの公平感があるというのが、今の話題になるかもしれませんが、その辺りはリターンとして上がった場合はそうですが、出すときにももう少し逆のある種の支援的な税の配慮があって良いのではないかと思います。

高齢者に関しては、本当に社会保障と一体で考えまないと、いろいろな所得区分によって年金をお取りになっている方とそうでない方や、かなり金融資産もあるが、不動産所得だけだからとてもいい待遇になっている方など、やはりこれは税と社会保障全体を分かりやすく、かつ整理していただくことがすごく重要ではないかと思います。

最後に、広報に関して、これは受益と負担ということをもう少し分かりやすく国民に丹念に知らせていくということはすごく重要で、多くの世代で受益が勝っているところはいろいろな所得階層でもあるのですが、この国では、受益が思ったよりも良い制度であるという思いがすごく少ないと思います。

その差額が正確ではないのですが、1,000兆円に、いわゆる俗に言われる高パブリックサービス受益と負担の差額が、今、当たり前のことながら債務になっており、そこをもう少しきめ細かく、子供が学校に行っていればこのぐらいは受益をされているとか、医療のお話では典型的に国際比較で見て、どれだけ負担に比して受益を現にできてい

てとても良い国だということ、もう少し行政サイドでも実例を持って御説明いただいても良いのではないかという気がいたしました。高齢者の資産をどのようにリスクテイクとしてもらうかということと、その受益の負担の広報について、私なりの感想で申し上げました。

○中里会長

神津特別委員、お願いします。

○神津特別委員

三点申し上げます。

一点目は、田中特別委員のおっしゃった中小企業の活性化と地域コミュニティーを充実することが大事であるということは、今後日本経済が行くべき大きな道筋の一つであり、税調としてもそこを強調していただきたいと思います。

先ほどから配偶者控除等についての御意見が出ていましたが、いわゆる金子宏先生の租税法によると、現行の基礎控除と、配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除は、憲法25条が定める健康で文化的な最低限の生活を保障するための基礎的な人的控除と言われており、課税最低限を示すものとして所得控除方式を維持すべきだと思います。

基礎的な人的控除の中には、適用が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあるので、これを踏まえて全ての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましいと日税連では主張しております。

二点目は、税の広報についてです。日税連では、学生に対する租税教育や、将来、教壇に立つ教育者を念頭に教育大学における租税教育に重点を置いております。そもそも国民の租税リテラシーの向上が大事であると思っており、将来的には租税教育の義務化みたいなものを目指したら良いと思っております。

三点目は、今、企業では財務部や経理部等があまり人気職種でないという由々しき事態も聞いておりますが、そういうところも解決し、租税教育の徹底化をして、さらに国民の意識を高めることを目指したら良いと思っております。

○中里会長

秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

私は二点申し上げます。

一点目は、少子化対策について、子供は非常に重要で、社会の宝です。科学技術やイノベーションに対して投資するのと同じように、子供たちを大切にすることや、これから生まれてくる子供たちが健全に育つように生んでいただけるような制度があることは非常に重要だと思っております。当然、財源も併せて検討しなければいけないと思いますが、少子化対策も非常に重要なので、財源とのバランスを取りながらの議論ができればと思います。

二点目は、生産性の向上についてです。生産性向上はコスト削減や業務の効率化と

いう分母の部分だけでなく、その分子の部分といえますか、適正な価格に出来ない、生産性が結果的には上がらないというようなこともございます。適正な価格を付けて適正な水準の利益を上げて、それを賃上げに回すことも重要ですし、賃上げをするためにも適切に価格の転嫁ができないと、人への報酬や育成に回すことができないということもございます。したがって、賃上げ促進税制も結構なのですが、同様に適正な水準の利益を上げることができることがその前提にあるということも、併せて配慮いただけたらと思います。

また、賃上げをすると、今度は所得税との在り方についての話も出てこようかと思っておりますので、そういったところも併せて検討していければと思っております。

○中里会長

岡崎特別委員、お願いします。

○岡崎特別委員

一点質問がございます。

17ページ目の「少子化対策・こども政策」の中で、企業を含め社会全体の参加者を見ながら負担を求めてみるということで、かつて、たしか厚生労働省の村木さんが局長時代のときに、子供手当か保育に係る経費について経済連等を回って、いわゆる経済界からの負担を求めていた時期がありました。子供手当の財源だったかもしれませんが、そのときに村木さんがいつも言われていましたが、一つは子供さんが将来の労働者になっていく。それから、保育等で預からないと女性が働けないので、経済界としても御負担願えませんでしょうかという説得の仕方をしていたという記憶があります。

恐らくそういうことをもっと広げていくというようなイメージがあるのですが、どういうものを考えているのかということを含めて、事務局か委員の方でもいいので、教えていただけたらと思います。

○中里会長

河本調査課長、お願いします。

○河本主税局調査課長

この部分については、実は我々も、今、具体的なイメージや案が俎上に上っているということではございません。特にこれに関しては、子供・子育ての財源とここに書いてあること以上のものはなく、いわゆる年限も書いてございませんので、どういった議論がされていくのかということ、もう少し高いレベルの中で今後の推移を我々も見守っているところでございます。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

配偶者控除について何件か御意見が出ておりましたが、恐らくこの問題は課税単位の問題としても考えていくべきではないかと考えます。税と社会保障の一体化も議論

にあります。社会保障の領域は基本的には世帯を単位として考えているように思いますので、その辺りもつなげるとすると、課税単位の検討も必要というようになっていくのではないかと思います。

次に、土居委員から今のインフレの中で消費に対する課税をどう考えるかという御示唆がありました。税の見える化というのでしょうか、税がどのように役立っているかということを考えるときには、経済がどう動いているかということもよく考える必要があります。例えば公的年金等控除の問題にしても、マクロスライドが働いている中でさらに公的年金等控除を減らしていくとなると、手取りがどうなっていくかというポイントもないわけではないと思います。

消費に対して今後税負担を次第に求めていくということは、もう当然の流れだと思いますが、その中でやはり消費というのは少子高齢化と社会保障に使うことになっているので、そうすると、そちらを引き下げながら、しかし、税負担は増やしていくというような説明は非常にしにくいだろうという感じがあります。例えば、医療保険については、一部負担金がこの10月から高齢者については2割負担の人たちが出てくることとなりますが、こちらの負担も求めつつ税負担も上げるとするのはなかなか難しいように思います。むしろこういうように税負担が今後増えてくるが、その分は例えば社会保障なら社会保障が良くなっていきますよと見える形で対応させると、国民の御理解も得られやすいかと思います。

次に、所得税については、働き方の多様化の問題の中で、雑所得という所得種類を今後どう考えていくかという問題があります。先ほど必要経費の問題が出ておりましたが、それ以外に納税環境整備においても、例えば青色申告ができないことをどう考えていくのか。一生懸命帳簿をつけても、事業所得なら報われるところが雑所得になったら特典がないとか、その辺りも考えないといけないという感じがいたします。

雑所得と事業所得との関係を考え直したほうが良いのかもしれないし、給与所得等の関係もそうです。働き方の多様化の中で出てきた問題というのは、これまで使用者が源泉徴収課税をしていて自分は何も心配しなくて良かった人たちが、突然、雑所得者になって自分で全部申告しなければならなくなり、申告のことを全く考えていませんでしたとか、忘れていましたというような、そんなはずないのですが、しかし、そのようなことが出てきているという側面が、納税環境整備の方ではあるように思います。

次に、公的年金等控除については、例えば所得のない学生さんで猶予措置を受けずに自分で払っているという人がいたとすると、その人は原資の控除をやっていないので、つまり、公的年金を払い込んでも所得がないのでその分の社会保険料の控除は受けていないので、公的年金等控除は必要経費控除的な性質を持つということが、理論上はあると思います。

最後に、法人税の課税ベースの問題が先ほど出ておりましたが、今後、ピラー2が入って、基本的には国際会計基準に伴う課税ベースで課税が行われることになってくる

と、日本の法人税の課税ベースをどのように考えるかを検討してよいかもしれません。広い課税ベースを求めるということであれば、もう少し発想を広く持って、IFRSのような考え方を入れてくるのかどうか。一応今は、22条4項の規定を改正して、公正処理基準を一部は遮断することにはしていると思いますが、その辺りをどう考えるのかというところがありますし、また、ピラー2を入れたときにどこまで日本のピラー2税制が国際会計基準を受け入れるのかといったことも問題かと思えます。また、CFC税制との関係では、二重の事務負担が生じることが一番の問題であり、実際の税負担というよりは、むしろ事務負担の方が納税者にとっては問題だろうと思われまますので、その辺りが滑らかに行くといいと思いました。

○中里会長

武田委員、お願いします。

○武田委員

私からは三点申し上げます。

一点目は、今後少子高齢化が進む中で、日本が潜在成長率を高めていくには、やはり女性や高齢者を含めた労働参加率を高めていくこと。そして、産業の構造転換を進めて、生産性が高い分野に労働資源・資本を移し、結果として生産性を高めていくことが必要と思えます。

この観点から、配偶者控除の見直しや退職金税制の見直しが長年議論されていますが、そろそろ前に進めていくことが求められると思えます。時代の変化に合わせて制度を変えていくことが大変重要です。

二点目は人への投資についてです。上記の構造転換を進めるためには、DXやGX企業が取り組み、イノベーションにより付加価値を伴う産業に変わっていく必要があります。その際に一番重要となるのは人材で、DX・GXを担うのも人材です。DX人材不足の問題もごさいますが、DXの本質はより高付加価値を伴う、創造的なタスクを担える仕事が増えていくことにあります。さらにGXの場合、当社の試算によれば、DXよりも労働需要が増えることが予想されますが、GXの特徴は、産業や企業をまたぐ労働移動が必要になってくる点にあります。したがって、労働移動が不利にならない中立な制度づくりがGXを進める上でも必要です。同時に、労働移動やスキル向上に向けた人への投資、特にリカレントは産業構造の変化やニーズに見合う形で行うことが重要です。

また、秋池特別委員がおっしゃられたように、適正価格は非常に重要だと思います。適正価格の実現と同時に、賃金の上昇が伴う必要があると思えます。人への投資という観点では、賃金上昇も必要と考えます。

三点目はデータの活用と見える化についてです。受益と負担の見える化は私も進めるべきと考えます。家計が消費に慎重な理由について、当社が毎年アンケート調査を行っておりますが、必ず上位にくるのが将来不安でございませす。漠然と不安に思っている世帯もあるように思いますので、まずはデータでしっかり見える化し、特に若い

世代には社会保障で生涯どのくらい恩恵を得るのか、しっかり伝えていく必要があると考えます。

同時に、政策の遂行におけるデータの活用も重要です。成長戦略で様々な減税や施策がとられてきましたが、今後はデータの提出を要件にし、データエビデンスに基づく政策をアジャイルに実施していくことが求められます。これは政府が政策をアップデートしていくための一つの傍証になるとともに、企業にとってもメリットがあると思います。どの施策の活用が効果的なのか、個社では分析できないわけですが、政策評価で見える化を実現していくことで、企業もうまく活用し、投資や人への投資、そしてオープンイノベーションを拡大していれば、結果的に政策のアウトカムにもつながります。データの活用と見える化は、税制において余地活用があるのではないかと考えます。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

先ほど子供・子育ての財源についてのお話が出たので補足させていただきます。子供・子育ての財源はとても重要で、社会全体で持つべきだというのはそのとおりだと思います。ただ、現状は、一般財源に加えて、厚生年金のルートで全ての企業が一部を負担することになっており、中小企業にもかかっています。十分な議論がないまま、このような変則的な制度が続いていることについては、税金で持つのかどうするのかという議論をしっかりしていただきたいとずっと言い続けております。今回の議論でも今までどおり進めるということではないと思いますので、検討をお願いします。

○中里会長

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

三点申し上げたいと思います。

一点目は、税制に関する広報について、若い方たちとのディスカッションの機会もあったということで、幅広く新しい工夫をしながら、税の現状について理解してもらえるようなプログラムをつくっておられ、大変感銘を受けました。ぜひこういった取組を続けていただきたいと思います。先ほどから受益と負担の見える化という話がありましたが、やはりここが国民の皆様になかなか理解あるいは認識されていないところがあります。ここをどう伝えていくかというときに租税教育という、教え育てるという観点からの議論もありますが、ぜひ考えたり学び合えたりするような機会をいろいろな形でつくっていくことを御検討いただけないかと考えます。

二点目は、先日の有識者からのヒアリングの中において、例えば新しいベンチャーやスタートアップ投資に対する投資がしづらいような税制になっているのではないかと議論もあったかと思えます。他方で、今回、具体的には挙がってきていません

が、過去の税制調査会においても、金融所得課税の在り方をどうするかというようなこともあって、格差是正という観点か金融所得にしっかり課税していくべきではないかという議論と、もう少し考えるべきではないかという議論があったと思います。ぜひ金融所得課税の在り方をどうするかという観点について、もう一度改めて議論することが重要ではないかと思っております。

三点目は、これから感染症が収まっていったときに、海外からの観光客という意味でのインバウンド、あるいはこれだけ人材が不足している中で労働力としての海外からの人の流入というのが、いろいろな形でまた積極化していくことが十分考えられると思います。それに伴って税制の在り方をどのように考えていくのかというと、国際的な海外の税務当局との連携もそうでしょうし、あるいは先ほど佐藤委員から住民税の話もありましたが、こういったことも含めて改めて整理しておく必要があるのではないかと思います。あるいは国際観光協力税のような形で、観光のための財源を取るような税は入っていますが、既に日本外というようなことが起こっている中で、こういった税だけで良いのかといったことも含めてもう一度検討し直すという観点もあっても良いのではないかと思います。

○中里会長

神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

感想めいたものになりますが、税制改革には問題解決型の改革、生じている問題をどうやって解決するかというやり方と、デザイン型改革、大きく枠組み等々も検討して改革をしていくやり方があるかと思うのですが、税制調査会の役割は個々の問題解決型とデザイン型に完全に分けられるわけではありませんが、デザイン型改革みたいなものを想定したビジョンを提示することが重要な任務ではないかと思っております。

税制調査会がとりまとめた令和元年の答申にも、岸田総理からの諮問にも、必ず「経済社会の構造変化」と書かれており、構造変化が今、大きく起きていて、それに対して税制をどうデザインしていくかということだと思っております。

大きな構造変化というのは、私の全く個人的な見解なのですが、明らかに有形資産で有形財をつくる経済から、無形資産で無形財を生産する経済に大きく転換しています。既存の税制は、明らかに有形資産で有形財をつくることをある程度想定したような立て方だったと思うのですが、実は大きな変化が起きていて、その構造変化が働き方に関わってきたり、家族の構造やコミュニティーの在り方等に変化を与えていたりしています。

ここで考えなければいけないのは、新しく大きく変化していること。私の言葉を使えば、無形財を無形資産でつくっているように経済の基軸が変わると、経済構造も変わっているだけでなく社会構造も変わっている時代に、有効に財政を機能させるため、つまり、有効に機能する税制。大きい小さいかというよりも、賢いと言ったらいいの

でしょうか。有効に機能するものをデザインしていくことがここで提示しなくてはならない大きな課題ではないかと考えております。

具体的な問題はたくさん出てくるとは思いますが、個々の税制もそういう構造の変化に基幹税、所得税、法人税と、それから、付加価値税を基幹税としているというのは現代税制の常識ですが、基幹税をどうやって補完していくか。基幹税と補完税でどうやって税体系をつくり上げていくかといったときに、個々の税目も先ほどのような構造変化に応じて法人税がうまくつかまらないわけです。ですので、個々の税制を検討することと同時に組合せの仕方だと思えます。基幹税と補完税をどうやって組み合わせるか。それから、国税と地方税もどうやって組み合わせるかというような体系立ったことの方向性というのか、現実の税制改革は絶対に部分的な改革を積み上げていくことしかないのですが、税制調査会の役割は約束の地というほどではないですが、少なくとも個々の税制改革をやっていく上での方向性は明確に提示しておく必要があるのではないかと考えます。

令和元年の答申はある程度体系的な問題点を押さえていますので、これを少し深めていくような方向で、少なくともトータルなビジョンを私たちは検討せざるを得ない時期に来ているということは認識しながら、それを忘れると、かつ、そういうときはいつも危機が起きてきて、御存じのように転位効果、財政は必ず段階的に変化しますが、今、段階的に変化する重要な時期に来ているのではないかと考えます。エマニュエル・トッドの言葉を使えば、もう第三次世界大戦は始まっていて、パンデミックも同時に起きているという大きな転換期にあるということを伝えているシグナルは出ているので、私たちの任務としては、そうした大きな構造変化の中で、財政を有効に機能させるために有効な税制をつくっていくことではないかと考えます。

○中里会長

本日も多くの皆様から御意見を頂戴し、活発な意見交換ができたと考えております。本日はこれで終了となります。今後の総会に関しては、6月に北米班と欧州班に分かれて海外調査を行っており、現在、御出張いただいた先生方と事務局で総会に報告するための資料を鋭意作成中でございます。準備が整い次第、総会に報告させていただく機会をつくりたいと考えております。

また、テーマは検討中ですが、さらに外部有識者の方からのヒアリングを行いたいと考えております。当面はそのような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

次回の開催日程等については、決まり次第、事務局から御連絡いたします。

また、本日の会議の内容は、この後、私から記者会見でプレスの皆様に御紹介したいと思います。

本日はお忙しい中御出席いただき、本当にありがとうございました。

[閉会]